

臨時報告第 10 号様式

<p>矯正局長 殿 広島矯正管区長</p>	<p>岡刑発第 1323 号 令和 3 年 7 月 16 日 岡山刑務所長</p>		
<p>無期懲役受刑者の自殺事故（飛び降り）（令和 3 年 6 月 3 日付け岡刑発第 1004 号（速報）に係るてん末）報告</p>			
<p>事故の概況</p>	<p>令和 3 年 6 月 2 日（水）午前 10 時 15 分頃、当所運動場において、懲役受刑者 []（以下「事故者」という。）を含む [] 就業受刑者 [] 名の運動実施中、 [] 事故者が、突然、同運動場から [] 離脱し、 [] 同工場屋根に登って [] に走り、同時 17 分、同屋根から [] に飛び降りた。</p> <p>同時 18 分、駆け付けた職員が同通路に仰向けの状態で倒れていた事故者の脈拍等を確認するも確認できず、同時 19 分、胸骨圧迫等の救命措置を開始し、同時 21 分、救急車を要請し、同時 28 分、ストレッチャーで医務課へ搬送した後、救急隊員に身柄を引き継ぎ、同日午前 11 時 5 分、 [] 病院に搬送され、救命措置が講じられたものの、同時 22 分、同病院医師により死亡が確認された。</p> <p>なお、死因は [] であり、死亡推定時刻は [] 頃である。</p>		
<p>事故の状況</p>	<table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>1 発 生 年 月 日</p> <p>2 発 生 時 刻</p> <p>3 場 所</p> <p>4 方 法</p> <p>5 経 緯</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>1 令和 3 年 6 月 2 日（水）</p> <p>2 午前 10 時 17 分</p> <p>3 岡山刑務所 []</p> <p>4 [] 工場屋根から飛び降りた。</p> <p>5</p> <p>(1) []</p> <p>(2) 同年 6 月 2 日午前 10 時 15 分頃、運動場において、 [] 担当交代勤務中の看守 []（以下「看守」という。）及び警備隊勤務中の看守 []（以下「 [] 看守」という。）が [] 運動立会勤務中、 [] 看守</p> </td> </tr> </table>	<p>1 発 生 年 月 日</p> <p>2 発 生 時 刻</p> <p>3 場 所</p> <p>4 方 法</p> <p>5 経 緯</p>	<p>1 令和 3 年 6 月 2 日（水）</p> <p>2 午前 10 時 17 分</p> <p>3 岡山刑務所 []</p> <p>4 [] 工場屋根から飛び降りた。</p> <p>5</p> <p>(1) []</p> <p>(2) 同年 6 月 2 日午前 10 時 15 分頃、運動場において、 [] 担当交代勤務中の看守 []（以下「看守」という。）及び警備隊勤務中の看守 []（以下「 [] 看守」という。）が [] 運動立会勤務中、 [] 看守</p>
<p>1 発 生 年 月 日</p> <p>2 発 生 時 刻</p> <p>3 場 所</p> <p>4 方 法</p> <p>5 経 緯</p>	<p>1 令和 3 年 6 月 2 日（水）</p> <p>2 午前 10 時 17 分</p> <p>3 岡山刑務所 []</p> <p>4 [] 工場屋根から飛び降りた。</p> <p>5</p> <p>(1) []</p> <p>(2) 同年 6 月 2 日午前 10 時 15 分頃、運動場において、 [] 担当交代勤務中の看守 []（以下「看守」という。）及び警備隊勤務中の看守 []（以下「 [] 看守」という。）が [] 運動立会勤務中、 [] 看守</p>		

が、同工場就業者全員に運動場中央に整列するよう呼び掛けながら、運動場 [] に向かっていた際、同工場就業受刑者 A が [] 方向を指差し、「 [] 」と大声を発したことから、 [] 看守は受刑者 A のもとに急行しながら、 [] の方向を確認したところ、事故者が []

[] のを認めたことから、 [] により駆け付けた応援職員に「 [] です。逃走です。」「 [] へ行ってください。」と大声で繰り返し報告した。

(3) 同時 17 分、事故者は、同屋根 [] から [] に飛び降りた。

(4) 同時刻、同工場副担当交代勤務中の看守 [] (以下「 [] 看守」という。) が同工場内 [] において勤務中、突然、同工場屋根から大きな音が聞こえたことから、 [] の方向を注視したところ、事故者が [] に落下したのを目撃し、同工場 [] 出入口扉を開けて、事故者が倒れているのを確認したため、 [] 看守が非常ベル通報した。

(5) [] により駆け付けた工場監督看守部長 [] (以下「 [] 看守部長」という。) 外複数の職員が、 [] 看守の報告により、 [] に急行し、 [] 看守部長が、仰向けの状態に倒れた事故者を発見し、事故者の左肩を叩きながら意識確認をしたが、事故者からの返答はなかったことから、直ちに医務課に電話連絡し、ストレッチャーを依頼した。

(6) 同時 17 分、 [] において、統括矯正処遇官 (第二担当) [] (以下「 [] 統括」という。) が事故者の脈拍等を確認し、同時 19 分、 [] 統括及び [] 看守部長が事故者に AED を装着して作動させた後、 [] 統括

が胸骨圧迫を開始し、看守部長 [REDACTED] がアンビューバックによる酸素吸入を開始した。

(7) 同時21分、上席統括矯正処遇官（分類担当） [REDACTED]（以下「 [REDACTED] 統括」という。）が119番通報した。

(8) 同時刻、同通路において、医務課准看護師看守部長 [REDACTED]（以下「 [REDACTED] 看守部長」という。）が事故者のバイタル測定を実施したものの計測できず、また、AEDからは電気ショックの必要はなく、胸骨圧迫を続けるようアナウンスがあったため、引き続き胸骨圧迫及びアンビューバックによる酸素吸入を継続した。

(9) 同時22分、AEDを装着した状態の事故者をストレッチャーに乗せて、胸骨圧迫等を継続しながら、同時27分、事故者を医務課診察室に搬送した。

(10) 同時25分、医務課長 [REDACTED] は事故者の状況を踏まえ、 [REDACTED] に指定した。

(11) 同時35分、救急隊員が到着し、胸骨圧迫等の処置を継続しながら、同時45分、事故者を救急車に移動させ、同時48分、 [REDACTED] 病院に向けて出発した。

(12) 同時43分、庶務係長 [REDACTED]（以下「 [REDACTED] 係長」という。）が岡山地方検察庁に事故者を [REDACTED] 旨を電話で通報（書面は同日午後零時26分にFAXで送付）した。

(13) [REDACTED]

(14) 同日午前11時22分、 [REDACTED] 病院医師により事故者の死亡が確認された。

(15) 同時54分、 [REDACTED] 係長が岡山地方検察庁に事故者が死亡した旨を電話で通報（書面は同日午後零時26分にFAXで送付）した。

(16) [REDACTED]

(17) 同日午後2時31分から同日午後3時28分

	<p>6 使用器具</p> <p>7 逮捕制圧等の状況</p> <p>8 事故による犯罪</p> <p>9 その他</p>	<p>まで、岡山地方検察庁検察官検事 [REDACTED] (以下「 [REDACTED] 検事」という。) 及び同検察事務官 1 名並びに岡山西警察署警察官 2 名が来所し、現場検証等が行われた結果、 [REDACTED] 検事から、事件性はなく、事故者の単独による自殺であるとの見解が示された。</p> <p>(18) [REDACTED] において、同病院医師立会いの下、同検察官検事 [REDACTED] (以下「 [REDACTED] 検事」という。) による司法検視が実施され、また、同時刻、岡山刑務所長城健司による行政検視を並行して実施した。その際、同医師から、直接死因は [REDACTED] であり、死因の種類は自殺との所見が示され、また、 [REDACTED] 検事から自殺であるとの所見により、 [REDACTED] との判断が示された。</p> <p>6 [REDACTED]</p> <p>7 該当事項なし</p> <p>8 該当事項なし</p> <p>9 [REDACTED]</p> <p>(1) [REDACTED]</p> <p>(2) [REDACTED]</p>
<p>事故者</p>	<p>1 事故者の種別</p> <p>2 身分</p> <p>3 氏名</p> <p>4 生年月日</p> <p>5 罪名又は事件名</p> <p>6 刑名・刑期</p> <p>7 刑の起算日又は入所日</p> <p>8 刑の終了日</p> <p>9 犯数</p>	<p>1 自殺者</p> <p>2 懲役受刑者</p> <p>3 [REDACTED]</p> <p>4 [REDACTED]</p> <p>5 [REDACTED]</p> <p>6 [REDACTED]</p> <p>7 刑の起算日 入所日</p> <p>8 [REDACTED]</p> <p>9 [REDACTED]</p>

	<p>10 制限区分及び優遇区分</p> <p>11 所内における行状</p> <p>12 本 籍</p> <p>13 住 所</p> <p>14 要注意者等の指定の有無</p> <p>15 そ の 他</p>	<p>10 [REDACTED]</p> <p>11 [REDACTED]</p> <p>12 [REDACTED]</p> <p>13 [REDACTED]</p> <p>14 [REDACTED]</p> <p>15 特記事項なし</p>
<p>職員の状況</p>	<p>1 配置及び勤務状況</p> <p>2 監督方法</p> <p>3 職責処理の状況</p>	<p>1 本件事故発生時、運動場に [REDACTED] 名の職員を配置していた。</p> <p>2 首席矯正処遇官（処遇担当）、統括矯正処遇官、主任矯正処遇官等の監督職員が適宜巡回を行っていた。</p> <p>3 [REDACTED] については、職責審査会に付議することとしている。</p>
<p>事態収拾の措置</p>	<p>1 職員の非常招集</p> <p>2 非常配置箇所数、時間及び人員</p> <p>3 管区機動警備隊出動の有無、出動した場合にはその活動状況</p> <p>4 警察署への依頼</p>	<p>1 該当事項なし</p> <p>2 該当事項なし</p> <p>3 該当事項なし</p> <p>4 令和3年6月2日午後1時22分、岡山県岡山西警察署に本件事故について通報し、同日午後2時25分頃、同警察署の警察官2名が来庁し、岡山地方検察庁検察官検事等とともに、事故現場の確認等が行われた。</p>

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">事故の原因・動機</p>	<p>1 事故者の動機</p>	<p>1 [Redacted]</p>
	<p>2 施設側の欠陥</p>	<p>2</p> <p>(1) 事故者は、[Redacted]非常に短時間で同工場屋根に登ったことが認められ、同工場棟の登はん防止対策が十分ではなかった。</p> <p>(2) 運動場での戒護体制について、事故当時は、立会職員を [Redacted] 名配置し、両職員は首席指示で定められた所定の位置で戒護していたが、[Redacted]</p> <p>[Redacted]ことから、職員が受刑者の離脱に気付きにくい状況にあったことが認められた。</p> <p>なお、運動場には [Redacted]が設置されていたところ、[Redacted]戒護意識が希薄になるおそれも懸念される。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">事故者に対する措置</p>	<p>1 懲 罰</p> <p>2 事 件 送 致</p>	<p>1 該当事項なし</p> <p>2 該当事項なし</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">改 善 事</p>	<p>1 改 善 し た 事 項</p>	<p>1</p> <p>(1) 物的設備の設置等</p> <p>運動場隣接箇所に、優先的に次の対策を講じた。</p> <p>ア [Redacted]</p> <p>(ア) [Redacted]</p> <p>(イ) [Redacted]</p>

<p>項</p>		<p>(ウ) [Redacted]</p> <p>(エ) [Redacted]</p> <p>(オ) [Redacted]</p> <p>イ [Redacted]</p> <p>(ア) [Redacted]</p> <p>(イ) [Redacted]</p> <p>(ウ) [Redacted]</p> <p>ウ [Redacted]</p> <p>(ア) [Redacted]</p> <p>(イ) [Redacted]</p> <p>(ウ) [Redacted]</p> <p>エ その他</p> <p>(ア) [Redacted]</p> <p>(イ) [Redacted]</p> <p>(2) 運動の実施要領等の見直し</p> <p>ア 立会職員の増員，職員の立会位置，受刑者の運動実施区域，運動内容，立入禁止区域，交談及び休憩の場所等を変更する内容の令和 3 年 6 月 1 5 日付け処遇首席指示第 7 2 号「工場就業者の戸外運動再開に伴う留意事項等について」を発出し，同月 1 6 日から同指示に基づいて運動を再開した。</p> <p>イ 上記 (1) の物的設備の対策を講じたことを踏まえ，上記アの処遇首席指示から運動実施区域及び運動内容を変更した令和 3 年 7 月 1 日付け処遇首席指示第 8 0 号「工場就業者の戸外運動実施要領を一部変更することに伴う留意事項等について」を発出し，同月 2 日から同指示に基づく運動を開始した。</p> <p>(3) 職員に対する研修等</p>
----------	--	---

<p>2 改善すべき事項</p>	<p>ア 令和3年6月4日付け所長指示第38号「被収容者の動静視察及び心情把握等の徹底について」を発出し、同日、処遇部門幹部職員が勤務者に対し、同所長指示の内容を説明し、事故防止に係る注意喚起を行った。</p> <p>イ 同月7日(月)の職員点検時、処遇部門幹部職員が、高所からの飛び降り自殺を防止する観点での登はん防止策が十分ではなかったことから、該当箇所については早急に登はん防止策を講じる旨を説明するとともに、被収容者は将来を悲観して突発的に逃走、自殺等の保安事故をじゃっ起する可能性が極めて高いことを改めて認識するよう注意喚起を行った。</p> <p>ウ 同月9日から同月11日までの間、処遇部門幹部職員が職域別に職務研究会を開催し、本件自殺事故の背景、事故が与える影響、再発防止策などについて説明し、[REDACTED]受刑者の心情把握の重要性等について、改めて認識させた。</p> <p>エ 処遇部門の監督職員のみならず、全ての監督職員が事故発生時に適切な対応ができるよう、処遇部長を議長とし、監督当直者及び副監督当直者を対象とする研修を実施した。</p> <p>2 予算措置を講じた上で、次の登はん防止策を講じる予定である。</p> <p>(1) [REDACTED]</p> <p>(2) [REDACTED]</p> <p>(3) [REDACTED]</p>
------------------	---

		<p>(4)</p>
<p>その他参考事項</p>	<p>1 収 容 人 員</p> <p>2 そ の 他</p>	<p>1 事故当日の収容人員は590名（既決475名、未決115名）（収容率61.0パーセント）であった。</p> <p>2</p> <p>(1) 監督職員による職員への面接 処遇部門幹部職員が、事故現場で対応等した職員4名に対して、心情把握のための助言指導を実施した。</p> <p>(2) 被収容者への働き掛け等 ア 処遇部門の監督職員が、事故を目撃するなどした受刑者■名に対して、心情安定を図るための面接を実施した。 イ 処遇カウンセラー（非常勤）が、事故を目撃するなどした受刑者■名に対して、心情安定を図るための面接を実施した。 なお、一定期間面接が必要と認められる受刑者1名には■の面接を実施し、これまでに■回の面接を実施した。</p> <p>(3) 同年6月3日から同月4日までの間に報道機関12社からの取材があり、9社の新聞社等で報道された。</p>